

# 結局どうなる？それぞれの「壁」からみる、家計への影響シミュレーション

モデルケース 夫(35才)サラリーマン/年収300万円 妻(30才)パート/年収103万円~ ※社員500名以下の企業の場合

**103万円の壁 (所得税の壁)**

妻の年収が… 年収103万円の場合	妻の住民税 -8,500円	妻の所得税 0円	配偶者控除 +52,000円 (夫の減税額)	妻の社会保険料 0円	合計 107.35万円
年収104万円の場合	住民税 -8,500円	所得税 -500円	配偶者控除 +52,000円 (夫の減税額)	社会保険料 0円	合計 108.3万円

103万円の壁を超えると所得税が発生！しかし、さほど大きな影響はない。

**130万円の壁 (社会保険の壁)**

年収129万円の場合	住民税 -33,500円	所得税 -13,000円	配偶者控除 +52,000円 (夫の減税額)	社会保険料 0円	合計 129.55万円
年収130万円の場合	住民税 -34,500円	所得税 -13,500円	配偶者控除 +52,000円 (夫の減税額)	社会保険料 -185,000円	合計 111.9万円

130万円の壁を超えると、収入が大幅にダウン！しかし、将来の年金額が増えるなど、社会保険のメリットもあり★

**150万円の壁 (配偶者控除の壁)**

年収150万円の場合	住民税 -49,500円	所得税 -23,500円	配偶者控除 +52,000円 (夫の減税額)	社会保険料 -212,000円	合計 126.7万円
年収151万円の場合	住民税 -50,500円	所得税 -24,000円	配偶者特別控除 +51,000円 (夫の減税額) ※年収201万円まで段階的に減税	社会保険料 -212,000円	合計 127.45万円

150万円の壁を超えても、年収201万円までは配偶者特別控除が適用され段階的に減税になる。

配偶者控除の103万円の壁が150万円まで引き上げられることで、**これからの働き方としては…**

- 130万円の壁を超えないように働いた方が収入はアップ！減税も受けられる。
- 130万円を超えるなら、160万以上を目安に働くと収入アップ！

※年収とは手取り金額ではなく、手当なども含む保険料などが控除される前の総収入のことです。※おおよその額で算出していますので決してこの通りではありません。※所得税、住民税、社会保険料の計算は自治体により異なりますのであくまで目安としてください。

今回の税制改革は働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除の見直しが行われました。また、社会保険についても適用拡大が図られています。社会保険料を納めることにより、現在の手取りが減るデメリットもありますが、将来受け取れる年金額が増えるというメリットもあります。これまで会社独自の規定で支給している配偶者・扶養手当などは、年収要件を103万円にしている会社も多いようです。ここでは、年収の「壁」と表現していますが、実際は「壁」ではありません。仕組みを知り、自分のキャリアやライフスタイルをどの様に確立していくか、その指針のひとつにしていただければと思います。

まとめ



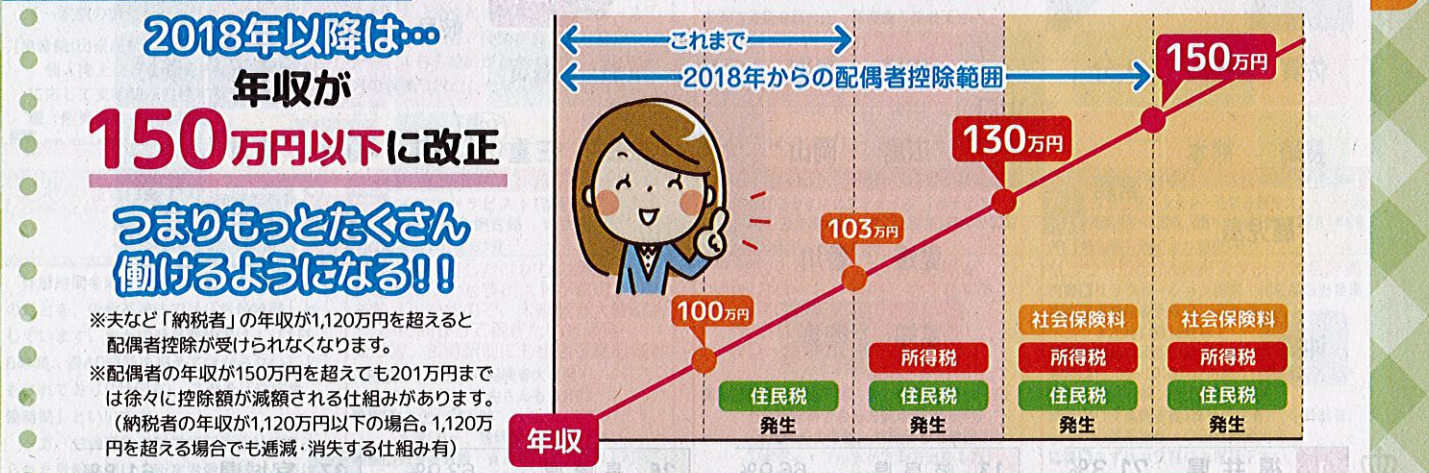
## 働く女性のためのお役立ち情報 ★ アルバイト・パート編 ★

# 2018年からはもっと働ける!?! 配偶者控除の年収要件が103万円から150万円までに改正されました!

**住民税**については 年収が100万円以下…非課税 ※ここは変わりません ※非課税対象金額は市町村によって異なります

**所得税**については 年収が103万円以下…非課税

**配偶者控除**については これまでは…年収が103万円以下が対象



でもあなどれない!ここまでは『税金の扶養範囲』  
もうひとつ『社会保険の扶養範囲』があります  
それが…130万円の壁

例えば、サラリーマン(会社員・公務員)の妻であれば、申請をすることにより夫の扶養に入り国民年金や健康保険の保険料を支払う義務はありません。※夫が自営業者など国民年金の第1号被保険者に該当する場合は対象になりません。しかし、妻の年収が130万円を超えれば、社会保険の扶養から外れることになります。したがって、国民健康保険・国民年金の保険料を支払う義務が生じます。

- ◎年収が130万円未満の方でも社会保険の適用事業所に雇用されていて、要件を満たせば社会保険の加入をしなければなりません。
- ◎2016年10月より社会保険の適用拡大がされており、一部の大企業では短時間労働者でも年収105.6万円以上(月額8.8万円以上)など要件を満たせば社会保険への加入をしなければなりません。(106万円の壁)

税金の扶養範囲

社会保険の扶養範囲